

【消火栓に関する留意事項】

消火栓の使用等について、留意すべき事項を下記のとおり示しますので、責任者は必ず一読し、内容について確認してください。

【放水訓練を実施する際の報告の流れ】

	内 容	備 考
1	『消火栓使用許可申請書』を取得する。 ○市役所東庁舎2階 危機管理・防災課執務室 ○市ホームページからダウンロード	様式データ格納場所（市ホームページ） ①（便利なサービス）申請書ダウンロード ②消防・防災 ③消防用設備 ※①～③の順に検索してください。
2	申請書様式に必要事項を記入する。	消火栓の位置がわかる資料を添付してください。
3	（放水を伴う訓練をする場合） 地域の消防団（班長以上）に相談し、現場立会の承諾を得て、申請書に記名いただく。	
4	申請書、消火栓位置図等を危機管理・防災課に提出する。 ※ 消火栓位置図の準備が難しい場合は、申請書提出時にご相談ください。	許可書発行まで1～2週間必要です。
5	危機管理・防災課から許可書等が郵送される。	申請書の【責任者様】の住所に郵送します。

【消火栓に不具合が生じた際の報告の流れ】

	内 容	備 考
1	区・消防団が、点検等実施の際に、消火栓の不具合を発見	【主な不具合事項】 ①消火栓蓋が開かない ②消火栓の水が止まらない ③消火栓の水が出ない ④消火栓蓋の塗料が剥がれている
2	『消火栓不具合報告書』を取得する。 ○市役所東庁舎2階 危機管理・防災課執務室 ○市ホームページからダウンロード	様式データ格納場所（市ホームページ） ①（便利なサービス）申請書ダウンロード ②消防・防災 ③消防用設備 ※①～③の順に検索してください。
3	報告書様式に必要事項を記入する。	消火栓の位置がわかる資料を添付してください。
4	報告書、消火栓位置図等を危機管理・防災課に提出する。 ※ 消火栓位置図の準備が難しい場合は、申請書提出時にご相談ください。	※消火栓蓋の塗替えの場合 甲賀警察署に『道路使用許可申請』を行いますので、当該許可書が発行されるまでは、実施しないでください。
5	危機管理・防災課から当該許可書（写）が郵送される。	申請書の【責任者様】の住所に郵送します。

【留意事項】

(放水訓練の場合)

- ① 放水訓練を実施する場合、放水圧により怪我等しないよう必ず消防団員の指示に従い行動してください。
- ② 消火栓バルブを解放する際、急に全開で解放すると、水道管内のサビ等が自宅の水道管に流入する可能性があるため、少しずつゆっくりと開放してください。
- ③ 放水訓練後は、消火栓バルブをしっかりと閉めてください。
- ④ 使用した消火栓に不備等があれば別紙報告書にて、危機管理・防災課まで連絡してください。

(消火栓蓋塗替えの場合)

- ① 塗替え実施時に使用するペンキ等について、法令上、色や材質等明確な基準はありませんが、速乾性や視認性を考慮し、別紙参考書類にある製品の使用を推奨します。
- ② 塗替え実施後、ペンキ等が完全に乾くまでは、現場から離れないでください。
- ③ 道路上に設置されている消火栓蓋の塗替えを実施する際は、安全管理のため交通誘導員を配置してください。

※ ただし、あまりにも交通量が多い場所（国道や県道）の場合は、危機管理・防災課へ相談してください。

- ④ 『道路使用許可申請書』は危機管理・防災課が準備します。